



福岡医発第591号(地)
令和3年 5月24日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

効率的な予防接種の推進に向けた新型コロナワクチンの調整等について

新型コロナワクチンの接種については、令和3年5月17日付福岡医発第519号(地)「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」をもって、高齢者向け接種2回目の終了時期の7月末への前倒しについてお知らせしました。

今般、厚生労働省より、各都道府県においてワクチンの確保状況の確認とともに、必要に応じて下記の対応が可能であることを踏まえ、ワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるよう、引き続きの協力を求める旨、各都道府県衛生主管部(局)宛て別添の事務連絡があり、本会に対しても日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 使用用途制限の緩和

令和3年4月9日付福岡医発第225号(地)「ワクチンの使用用途の緩和等について」をもってお知らせしたとおり、配送の名目が医療従事者等向け接種または高齢者向け接種のいずれの用途となっているかにかかわらず、医療従事者等または高齢者に接種することができること。

2. 基本型接種施設間におけるワクチンの融通

ファイザー社製のワクチンの基本型接種施設間における移送について、基本型接種施設から連携型/サテライト型接種施設へ融通する場合と同様の条件の下に、以下の手続きを踏むことにより可能とすること。

○ファイザー社製ワクチンの基本型接種施設間の移送に係る手続き

- 1) 移送を受ける基本型接種施設は、移送元の基本型接種施設に対して、希望するワクチンの量と使用時期(在庫がなくなる時期)を連絡する。
- 2) 移送元の基本型接種施設は「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」を医療機関向け手引き(※)別記様式7-1をもとに作成し、ワクチンと併せて移送を受ける基本型接種施設へ送付するほか、同手引き別記様式7-2を作成するとともに、V-SYSにおいて移送したワクチンの本数を入力する。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

3) 移送を受けた基本型接種施設は、「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」を参照し、V－S Y Sにおいて、移送元の基本型接種施設、移送を受けた年月日、ロット番号およびバイアル本数を入力する。

4) 移送を受けた基本型接種施設は、ワクチンの使用日、使用本数等を「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」に記載する。他の基本型接種施設から移送を受けたワクチンをさらに他の基本型接種施設に移送してはならない。

※「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」
本会 HP https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

効率的な予防接種の推進に向けた新型コロナワクチンの調整等について

新型コロナワクチンの接種については、令和3年5月6日付「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」（健Ⅱ71F）をもって、高齢者向け接種2回目の終了時期の7月末への前倒しについてお知らせいたしました。

今般、厚生労働省より、各都道府県においてワクチンの確保状況の確認とともに、必要に応じて下記の対応が可能であることを踏まえ、ワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるよう、引き続きの協力を求める旨、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 使用用途制限の緩和

令和3年4月7日付「ワクチンの使用用途の緩和等について」（健Ⅱ21F）をもってお知らせしたとおり、配送の名目が医療従事者等向け接種または高齢者向け接種のいずれの用途となっているかにかかわらず、医療従事者等または高齢者に接種することができること。

2. 基本型接種施設間におけるワクチンの融通

ファイザー社製のワクチンの基本型接種施設間における移送について、基本型接種施設から連携型/サテライト型接種施設へ融通する場合と同様の条件の下に、以下の手続きを踏むことにより可能とすること。

○ファイザー社製ワクチンの基本型接種施設間の移送に係る手続き

- 1) 移送を受ける基本型接種施設は、移送元の基本型接種施設に対して、希望するワクチンの量と使用時期（在庫がなくなる時期）を連絡する。
- 2) 移送元の基本型接種施設は「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」を医療機関向け手引き（※）別記様式7-1をもとに作成し、ワクチンと併せて移送を受ける基本型接種施設へ送付するほか、同手引き別記様式7-2を作成するとともに、V-SYSにおいて移送したワクチンの本数を入力する。
- 3) 移送を受けた基本型接種施設は、「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」を参照し、V-SYSにおいて、移送元の基本型接種施設、移送を受けた年月日、ロット番号およびバイアル本数を入力する。
- 4) 移送を受けた基本型接種施設は、ワクチンの使用日、使用本数等を「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」に記載する。他の基本型接種施設から移送を受けたワクチンをさらに他の基本型接種施設に移送してはならない。

※「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」
本会 HP https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

事 務 連 絡
令和3年5月6日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

効率的な予防接種の推進に向けた新型コロナワクチンの調整等について

新型コロナワクチンの接種については、「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」（令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすという新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の目的に照らし、高齢者向け接種2回目の終了時期の7月末への前倒しをお願いしたところです。

高齢者向け第5クール（高齢者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチン等の配分で5月10日の週及び5月17日の週に配送予定の16,000箱。V-SYS上の名称は「PF05」）については、5月10日の週と5月17日の週のいずれに納入されるかは配送計画により異なるため、市町村によっては、5月10日の週にワクチンが納入されないところもあります。

一方で、医療従事者向け第3弾の2回目分（5月3日の週と5月10日の週に配送予定の2,400箱）と第4弾（5月10日の週に配送予定の1,000箱）が、各都道府県の指定する基本型接種施設に配送される予定です。

このため、各都道府県においては、管内の市町村の高齢者接種の開始にあたってのワクチンの確保状況をご確認いただくとともに、必要に応じ、下記の対応が可能であることを踏まえ、高齢者用ワクチンの広域的な融通や、医療従事者向けに配送されたワクチンの一時的な融通等を検討・調整いただくなど、ワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるよう、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

また、下記について、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1. 使用用途制限の緩和（再周知）

ワクチンの使用用途について、「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」（令和3年4月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、配送の名目が医療従事者等向け接種又は高齢者向け接種のいずれの用途となっているかにかかわらず、医療従事者等及び高齢者に接種することができること

2. 基本型接種施設間におけるワクチンの融通

今般、ファイザー株式会社のワクチン（商品名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）。以下単に「ワクチン」という。）の基本型接種施設間における移送について、基本型接種施設から連携型/サテライト型施設へ融通する場合と同様の条件の下に、以下の手続きを踏むことにより可能とすること

○ ファイザー社製ワクチンの基本型接種施設間の移送に係る手続き

- (1) 移送を受ける基本型接種施設は、移送元となる基本型接種施設に対し、移送を希望するワクチンの量と使用時期（在庫がなくなる時期）を連絡すること。
- (2) ワクチンを移送する基本型接種施設は、「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」を作成し、ワクチンと併せて他の基本型接種施設に送付するほか、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（以下単に「手引き」という。）別記様式7-2を作成するとともに、V-SYSにおいて、他の基本型接種施設に移送したワクチンの本数を入力すること。
- (3) ワクチンの移送を受けた基本型接種施設は、ワクチンと併せて送付された「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」を参照し、手引き別記様式7-1を作成するとともに、V-SYSにおいて、当該ワクチンに係る移送元の基本型接種施設、移送を受けた年月日、ロット番号及びバイアル本数を入力すること。
- (4) ワクチンの移送を受けた基本型接種施設は、当該ワクチンを自施設内における接種にのみ使用し、ワクチンの使用日、使用本数等を「ワクチンの管理に使用する情報提供シート」に記載すること。他の基本型接種施設から移送を受けたワクチンをさらに他の基本型接種施設に移送してはならないこと。